

# 石川県公報

令和4年10月11日(火曜日)

号 外

(第85号)

## 目 次

規 則	
○石川県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (経営支援課)	1

## 規 則

石川県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十月十一日

石川県知事 馳 浩

### 石川県規則第三十四号

石川県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

石川県中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十三年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「別表第一(四)の項及び(五)の項において」を「以下」に改め、同条第六項中「第二条第一項第二号イ」を「第三条第一項第二号イ」に改める。

第九条及び第十条を次のように改める。

(担保及び保証)

第九条 第十一条に規定する貸付契約の締結の際、貸付金の交付を受ける者は、貸付対象施設その他貸付金の交付を受ける者が提供した資産に物的担保の設定(以下「担保の設定」という。)をし、又は金融機関(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する金融機関をいう。以下同じ。)の保証若しくは商工会議所、商工会その他の団体による債務保証若しくは市町の債務負担行為に基づく損失補償(以下「金融機関保証等」という。)を受けなければならない。ただし、知事が債権の保全に支障がないと認める場合にあつては、担保の設定をすること、又は金融機関保証等を受けることを免除することができる。

2 前項本文の場合において、貸付金の交付を受ける者は、知事が債権の保全に支障がないと認めるに足りる担保の設定をすること、又は金融機関保証等を受けることができないときは、これらに加えて、知事が適当と認める連帯保証人を立てることができる。

3 第一項本文の規定にかかわらず、貸付金の交付を受ける者が、担保の設定をすること、又は金融機関保証等を受けることができないときは、知事が適当と認める連帯保証人を立てることをもつて、これに代えることができる。

4 知事は、債権の保全上必要があると認める場合は、貸付金の交付を受けた者(以下「借主」という。)に対し、物的担保、金融機関保証等又は連帯保証人(以下「担保等」という。)の追加又は変更を求めることができる。

5 前各項の担保等の提供に必要な一切の費用は、借主の負担とする。

### 第十条 削除

第二十三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(貸付金の経理)」を付する。

第二十四条に見出しとして「(届出事項)」を付する。

第二十五条に次の一項を加える。

3 借主は、第一項の規定による損害保険金の請求権について、県に対し質権の設定をしなければならない。

別表第一を次のように改める。

別表第1(第3条、第4条関係)

番号	貸付対象事業	貸付けの対象者	貸付対象施設・資金
(1)	経営革新計画承認グループ事業(政令第3条第1項第1号イに規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。)第26条の基準に適合する事業であつて別に定める基準に適合するもの)	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第14条第1項に規定する特定事業者	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。)、構築物(関連施設を含む。以下同じ。)又は設備
(2)	下請振興事業計画承認グループ事業(政令第3条第1項第1号ロに掲げる事業に規定する省令第27条の基準に適合する事業であつて別に定める基準に適合するもの)	下請振興事業計画承認グループ事業を行う下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する下請事業者等	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
(3)	総合効率化計画認定グループ事業(政令第3条第1項第1号ハに規定する省令第27条の2の基準に適合する事業であつて別に定める基準に適合するもの)	総合効率化計画認定グループ事業を行う流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第2条第17号に規定する中小企業者	総合効率化計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
(4)	施設集約化事業(政令第3条第1項第2号イからニまでに規定する事業のうち、次のいずれかに該当するものであつて、別に定める基準に適合するもの ① 省令第28条第1項第1号イの要件に該当する事業 ② 省令第29条第1項第1号イの要件に該当する事業 ③ 省令第30条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項の要件に該当する事業 ④ 省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号イの要件に該当する事業 ⑤ 省令第31条第1項第2号の基準に適合し、かつ、同条第4項の要件に該当する事業)	施設集約化事業を行う次のいずれかのもの ① 事業協同組合若しくは協同組合連合会又は事業協同小組合 ② ①に掲げるものの組合員又は所属員(以下「組合員等」という。)である特定中小事業者、企業組合又は協業組合 ③ 協業組合、合併会社又は出資会社	施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
(5)	共同施設事業(政令第3条第1項第2号イ又はロに規定する事業のうち、次のいずれかに該当するものであつて、別に定める基準に適合するもの ① 省令第28条第1項第1号ハの要件に該当する事業 ② 省令第29条第1項第1号ロの要件に該当する事業)	共同施設事業を行う次のいずれかのもの ① 特定中小企業団体 ② ①に掲げるものの組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合 ③ 企業組合又は協業組合	共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
(6)	設備リース事業(政令第3条第1項第2号イに規定する事業のうち、省令第	設備リース事業を行う特定中小企業団体	設備リース事業の用に供する設備

	28条第1項第1号ハの要件に該当し、かつ、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等に買取予約付きで賃貸するものであつて、別に定める基準に適合するもの)		
(7)	<p>企業合同事業（政令第3条第1項第2号ハからホまでに規定する事業のうち、次のいずれかに該当するものであつて、別に定める基準に適合するもの</p> <p>① 省令第30条第1項第2号の基準に適合する事業</p> <p>② 省令第30条第1項第5号の基準に適合する事業</p> <p>③ 省令第30条第1項第6号の基準に適合する事業</p> <p>④ 省令第31条第1項第4号の基準に適合する事業</p> <p>⑤ 省令第31条第1項第7号の基準に適合する事業</p> <p>⑥ 省令第31条第1項第8号の基準に適合する事業</p> <p>⑦ 省令第32条の要件に該当し、かつ、省令第33条の基準に適合する事業)</p>	<p>企業合同事業を行う合併会社又は出資会社</p>	<p>企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備</p>
(8)	<p>集団化事業（政令第3条第1項第3号に規定する省令第34条第1項の基準に適合する事業であつて別に定める基準に適合するもの)</p>	<p>集団化事業を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会又は当該組合若しくは連合会の組合員若しくは所属員である特定中小事業者（政令第3条第1項第3号に規定する特定中小事業者をいう。以下同じ。）、企業組合若しくは協業組合</p>	<p>集団化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備</p>
(9)	<p>集積区域整備事業（政令第3条第1項第4号に規定する省令第35条第1項の基準に適合する事業であつて別に定める基準に適合するもの)</p>	<p>集積区域整備事業を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であつてその直接若しくは間接の構成員たる事業者の3分の2以上が特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合であるもの又はこれらの組合若しくは連合会の組合員若しくは所属員である中小企業者</p>	<p>集積区域整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備</p>
(10)	<p>地域産業創造基盤整備事業（政令第3条第2項第1号に規定する省令第36条第1号イに規定する地域産業の創造に関する計画、同号ロに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号ハに規定する認定支援計画に基づいて実施する事業であつて、別に定める基準に適</p>	<p>地域産業創造基盤整備事業を行う特定会社（政令第3条第2項第1号に規定する特定会社をいう。以下同じ。）、一般社団法人等（同号に規定する一般社団法人等をいう。以下同じ。）、商工会等（同号に規定する商工会等をいう。以下同じ。）又は市町</p>	<p>地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備</p>

	合するもの)		
(11)	商店街整備等支援事業（政令第 3 条第 2 項第 2 号に規定する省令第 37 条第 1 号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画又は同号ハに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施する事業であつて、別に定める基準に適合するもの)	商店街整備等支援事業を行う特定会社、一般社団法人等又は商工会等	商店街整備等支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
(12)	地域産業創造基盤整備活性化事業（法第 15 条第 1 項第 25 号に掲げる業務として過去に(10)の項に掲げる事業を行つた者が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業（(10)の項に掲げるものを除く。）であつて、別に定める基準に適合するもの)	地域産業創造基盤整備活性化事業を行う特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
(13)	商店街整備等活性化支援事業（法第 15 条第 1 項第 25 号に掲げる業務として過去に(11)の項に掲げる事業を行つた者が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために施設を再整備する事業（(11)の項に掲げるものを除く。）であつて、別に定める基準に適合するもの)	商店街整備等活性化支援事業を行う特定会社、一般社団法人等又は商工会等	商店街整備等活性化支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備

「別表第 1(10)の項又は(11)の項」又「別表第 1(8)の項又は(9)の項」に「専有する」又「占有する」に「1.05パーセント」又「0.4パーセント」に「別表第 1(5)の項、(6)の項又は(8)の項から(10)の項」又「別表第 1(5)の項から(8)の項」に「1.05パーセント」又「0.4パーセント」に「(11)の項」又「(9)の項」に「同表(10)の項」又「同表(8)の項」に「1.05パーセント」又「0.4パーセント」に「若しくは(3)の項から(11)の項」又「から(9)の項」に「同表(14)の項若しくは(15)の項」又「同表(12)の項若しくは(13)の項」に「1.05パーセント」又「0.4パーセント」に「(11)の項」又「(9)の項」に「同表(12)の項若しくは(13)の項」又「同表(10)の項若しくは(11)の項」に「100分の90以内又は」に「当該事業の用に供する施設」又「事業用施設」

「7 連帯保証人の承諾書

- 8 事業実施計画書
  - 9 その他資料
- 「7 次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該(イ)から(ハ)までに定める書類
- (イ) 貸付対象施設等を担保として提供する場合 担保物件の登記事項証明書
  - (ロ) 金融機関保証等を受ける場合 当該金融機関等保証等の内容を証する書類
  - (ハ) 連帯保証人を立てる場合 連帯保証人の承諾書
- 8 事業実施計画書
  - 9 その他資料

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の石川県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

(金融機関保証適用時の特例)

- 3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、金融機関の保証のみによる債権の保全で貸付けの決定を行う貸付契約における貸付金の額については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、設置資金の百分の九十以内とする。
- 4 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、金融機関の保証のみによる債権の保全で貸付けの決定を行う貸付契約における貸付けに係る利率については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、知事が別に定める。

